

● 【公布された条例等のあらまし】

● 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（規則第七十号）

一 会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合の算定における勤務成績による割合について、勤務成績が良好な会計年度任用職員を百分の百四・五以上百分の百七・五以下等とすることとした。

二 会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合の算定における勤務成績による割合について、勤務成績が良好な会計年度任用職員を百分の百三・二五以上百分の百六・二五以下等とすることとした。

三 パートタイム会計年度任用職員の在宅勤務等に係る報酬の支給について必要な事項を定めることとした。

四 在宅勤務等に係る報酬が支給されるパートタイム会計年度任用職員の通勤に要する費用弁償について、所要の整備を行うこととした。

五 通勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

六 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二から四まで及び五の一部については、令和八年四月一日から施行することとした。

七 一については、令和七年十二月一日から適用することとした。